

本人確認の方法、ご存じですか？

窓口で証明書（（非）課税証明書・納税証明書）を取得される際は、基本的には①か②の書類の提示で、ご本人であることの確認をさせていただきます。なりすまし等の不正請求を防止し、個人情報保護の徹底を図るために、皆様のご協力をお願いいたします。

- ① 1点で確認させていただくもの
公的機関が発行した写真付のもの
例：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード（外国人の方）、住民基本台帳カード（写真付）など
- ② 2点で確認させていただくもの
 - i 公的機関が発行した写真無のもの
例：国民健康保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真無）など
 - ii その他機関が発行したもの
例：学生証、社員証、i 以外の健康保険証（健康保険組合等）など

また、郵送での証明書請求の際にも、本人確認書類のコピーを同封していただきます。

発行場所：区役所税務課 1番窓口（本庁舎4階）・各地域センター
※行政サービスコーナーでは発行できません。

※28年度の証明は納税通知書発送日以降（普通徴収・年金特別徴収は6月9日）以降となります。

住民税の納付は便利な 口座振替・自動払込で！

便利

出かける手間がありません！

確実

うっかり納め忘れる心配がありません！！

安全

現金を持ち歩く必要がありません！！

「ペイジー口座振替受付サービス」

をご利用下さい！

口座振替の申し込みが、キャッシュカード一枚で簡単にできるようになりました（注）。口座名義人様に来庁いただき本人確認（健康保険証・運転免許証等）の上、暗証番号を入力していただくだけで、申し込みが可能です。受付から開始までの期間も、従来の依頼書より大幅に短縮されます。

（注）みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、ゆうちょ銀行の5行が対象となります。

税務課収納管理係 TEL (5742) 6669



ペイジー口座振替を利用できない場合は、金融機関が区役所に依頼書を提出すればいいのね。（※）

※詳しくはお問い合わせください。

6月30日は普通徴収第1期の納期限です

○住民税は納期限内に納めましょう！

退職や病気など、様々な事情で納期限内の納付が難しい場合は、そのままにせず必ず税務課にご相談ください。



税務課納税相談担当 TEL (5742) 6671~3

住民税のご案内

- 課税に関する事 TEL (5742) 6663~6
- 納税に関する事 TEL (5742) 6671~3
- 証明書に関する事 TEL (5742) 6662

受付時間

月曜～金曜（祝日と年末年始は休み）
午前8時半から午後5時まで
火曜日は午後7時まで